

安楽川漁業協同組合鹿内共第 15 号第 5 種共同漁業権

遊 漁 規 則

安 楽 川 漁 業 協 同 組 合

安楽川漁業協同組合鹿内共第 15 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、安楽漁業協同組合が免許を受けた鹿内共第 15 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に漁場という）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、もくずがにをいう。以下同じ）の採捕（以下遊漁という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊魚料の納付義務)

- 第 2 条 漁場の区域において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、投網、による遊漁の場合には口頭でその他の場合には遊魚対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊魚期間を記載した遊魚承認申請書を、提出してしなければならない。
 - 3 組合は、第 1 項の規定による、申請があったときは、手釣、竿釣、投網、による遊漁の場合には第 1 1 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊魚の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊魚者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 1 1 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
 - 4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
こい	1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
あゆ	6 月 1 日から 12 月 31 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
うなぎ	3 月 1 日から 9 月 30 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
もくずがに	7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

2 安楽川において次条第1項の制定による、あゆについての公表の日から7日間は手釣又は竿釣によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

(禁止期間)

第4条 次表ア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる期間は操業してはならない。

ア 魚 種	イ 期 間
う な ぎ	10月1日～2月末日まで

(禁止区域)

第5条 第3条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の期間内は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
安楽川安楽橋上流300メートルの地点より下流の全域	1月1日から12月31日まで

第6条

投げ網 禁止区域

次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の期間中に投げ網を行ってはならない

区 域	期 間
安楽川 岩戸井関より下流の全域	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	20 センチメートル以下
う な ぎ	21 センチメートル以下
もくずがに	こうらの巾5 センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において遊魚者が未就学の幼児のときは無料、小中学生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、100円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣、投網、による遊魚の場合

魚種	漁具 漁法	遊漁料	
あゆ	手釣、竿釣	1日500円	1年2000円
こい	手釣、竿釣、投網	1日500円	1年2000円
うなぎ	手釣、竿釣	1日500円	1年2000円
	石つか、竹つつ、かご	1日500円	1年2000円
もくずがに	かごあみ、ふくろあみ	1日1000円	1年5000円

(2)その他の場合

魚種	漁具 , 漁法	遊漁料
あゆ	投網	1日700円, 1年2000円

2, 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。
ただし、手釣り、竿釣り、投げ網、による遊魚の場合には、
当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる

(1) 遊漁料の納付場所, 安楽川漁協協同組合事務所。
鹿児島県志布志市志布志町安楽 5773-6

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2, 遊漁承認証に、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、遊漁監視員の要求があった時は、これを提示しなければならない。

2, 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3, 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4, 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2, 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附則 この規則の変更は行政庁の認可を受けた日（令和5年9月1日）から効力を生ずる。

様式（１） 遊漁承認証
表

NO
遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します。
記

遊 漁 者	住所
	氏名 年令

承認期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

漁種
漁具 漁法
遊漁区域
遊漁料 円
発行者
安楽川漁業協同組合 印

裏

注意事項

1

2

様式（２）遊漁監視員証

NO
漁場監視員証

下記の者は当組合の漁場監視員証
であることを証明する。

氏名	
住所	

有効期限
令和 年 月 日
令和 年 月 日

発行者
安楽川漁業協同組合 印

注意事項

- 1
- 2
- 3

この遊漁規則は原本と相違ないことを証明する。

志布志市志布志町安楽5773-6

安楽川漁業協同組合
代表理事組合長 宮脇 利廣

安楽川漁業共同組合鹿内共第 15 号第 5 種共同漁業権

行 使 規 則

安楽川漁業協同組合

安楽川漁業共同組合鹿内共第 15 号第 5 種共同漁業権行使規則

(目的)

第 1 条 この規則は、安楽漁業協同組合の有する鹿内共第 15 号第 5 種共同漁業権（以下「鹿内共第 15 号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第 2 条 鹿内共第 15 号の内容である次の表のア欄に掲げる漁業について、その漁業を営む権利を有する者の資格は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あゆ漁業	手釣、竿釣、投網、	志布志市 志布志町松山町 在住の組合員であること
こい漁業	手釣、竿釣、投網、	//
うなぎ漁業	石つか、かご、竹つつ、手釣	//
もくずがに漁業	かごあみ、ふくろあみ、	//

- 2, 前項の漁業を営む権利に有する組合員が死亡した場合において、その相続人（相続人が 2 以上ある場合において、その協議により当該漁業を営むべき者を定めたときは、その者）が組合員となったときは、その者は、前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。
- 3, 前 2 項の規定にかかわらず、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第 1 項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第 3 条 前条第 1 項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は該当漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の区域内及びエ欄の期間中でなければ営んではならない。
ただし、理事は水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 区 域	エ 期 間
あゆ漁業	手釣、竿釣、投網、	安楽川の全域	6月1日から12月31日
こい漁業	手釣、竿釣、投網、	〃	1月1日から12月31日
うなぎ漁業	石つか、かご、竹つつ、手釣	〃	3月1日から9月30日
もくずがに漁業	かごあみ、ふくろあみ、	〃	7月1日から12月31日

2 安楽川において次条第1項の制定による、あゆについての公表の日から7日間は手釣又は竿釣によってする場合を除き、あゆの採捕をしてはならない。

3 第1項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は、漁業の方法、統数又は規模、区域及び期間を指定してこれを公示しなければならない。

(新設)

(禁止期間)

第5条 次表ア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる期間は操業してはならない。

ア 魚 種	イ 期 間
う な ぎ	10月1日～2月末日

(行使の内容たるべき事項の決定)

第6条 理事は、第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、行使区域、行使期間その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

(体長等の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
こい	体長20センチメートル以下
うなぎ	体長21センチメートル以下
もくずがに	こうらの巾5センチメートル以下

(禁止区域)

第8条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の期間中操業をしてはならない。

区 域	期 間
安楽川安楽橋上流300メートルの地点より下流全域	1月1日から12月31日まで

第9条

投げ網 禁止区域

次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の期間中に投げ網を行ってはならない。

区 域	期 間
安楽川 岩戸井関より下流の全域	1月1日から12月31日まで

第10条 組合員行使権の行使状況等の報告

第2条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量、漁獲金額及び魚種別増殖実施量について、毎年3月末までに、組合に報告しなければならない。

第11条 (漁業権管理費の負担)

鹿内共第15号の内容となっている漁業を営む組合員は、鹿内共第15号の維持管理に要する経費にあてるため、行使料を組合に納付しなければならない。

(行使金額表)

漁業種類	漁法	金額
あゆ	全ての漁法	1000 円
こい	全ての漁法	1000 円
うなぎ	全ての漁法	1000 円
もくずがに	全ての漁法	1000 円

2、行使料の額、徴収期間及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第12条 鹿内共第15号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令及びこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該者に対して当該漁業を停止させることができる。

2 鹿内共第15号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、当該者に対して過怠金を課することができる。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は規約で定める。

附則 この規則の変更は行政庁の認可を受けた日(令和5年9月1日)から効力を生ずる。

